

# 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び 運用に係る基本的な方針

地方職員共済組合

(令和7年3月31日 改正)

# 目次

## (地方共済事務局)

<b>I 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針</b>	
1 基本的な方針	2
2 年金資産運用検討委員会の活用	2
3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組	2
4 資金運用計画	2
(1) 資金収支見込み	
(2) 資金運用方針	
<b>II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b>	
1 受託者責任の徹底	3
2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	3
3 スチュワードシップ責任を果たすための対応	3
4 ESGを考慮した投資	4
5 インパクトを考慮した投資	4
6 連合会等との協力・連携	4
<b>III 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b>	
1 運用の目標	4
2 基本ポートフォリオの基本的な考え方	4
3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合	5
4 基本ポートフォリオの見直し	5
5 年金給付のための流動性の確保	5
6 リスク管理	5
(1) 資産全体	
(2) 各資産	
(3) 各資産管理機関	
(4) 自家運用	
7 運用手法	6
(1) 運用の具体的手法	
(2) 資産管理機関の選定、評価等	
<b>IV その他厚生年金保険給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項</b>	
1 運用実績の公表	8
2 基本方針の変更	8
3 必要な事項の定め	8

## (団体共済部)

<b>I 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針</b>	
1 基本的な方針	9
2 年金資産運用検討委員会の活用	9
3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組	9
4 資金運用計画	9
(1) 資金収支見込み	
(2) 資金運用方針	
<b>II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b>	
1 受託者責任の徹底	10
2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮	10
3 連合会等との協力・連携	10
<b>III 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b>	
1 運用の目標	11
2 基本ポートフォリオの基本的な考え方	11
3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合	12
4 ベンチマーク	12
(1) 国内債券	
(2) 国内株式	
(3) 外国債券	
(4) 外国株式	
5 基本ポートフォリオの見直し	12
6 年金給付のための流動性の確保	12
7 リスク管理	13
(1) 資産全体	
(2) 預託金	
(3) 自家運用	
8 運用手法	13
(1) 運用の具体的手法	
<b>IV その他厚生年金保険給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項</b>	
1 運用実績の公表	14
2 基本方針の変更	14
3 必要な事項の定め	14
(別表) 格付機関	15
附 則	15

## 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針

(平成27年10月1日制定)

(平成30年7月19日改正)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年12月24日改正)

(令和7年3月31日改正)

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の4第1項の規定に基づき、厚生年金保険給付組合積立金（法第24条の規定により、地方職員共済組合（以下「組合」という。）に実施機関積立金（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。以下同じ。）として設ける積立金。以下同じ。）の管理及び運用が適切になされるよう、厚年法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針並びに厚年法第79条の6第1項及び法第112条の3第3項の規定に基づき地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が定める管理運用の方針（以下「管理運用方針等」という。）に適合するように、地方共済事務局（地方職員共済組合定款第9条に規定する地方共済事務局をいう。以下同じ。）及び団体共済部（地方職員共済組合定款第9条に規定する団体共済部をいう。以下同じ。）の厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

## (地方共済事務局)

### I 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針

#### 1 基本的な方針

厚生年金保険給付組合積立金の運用は、厚生年金保険給付組合積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（厚年法第79条の3第3項の規定により法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のため、年金給付等に対応するための資産を適切に確保しつつ、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

なお、厚生年金保険給付組合積立金は、連合会交付金（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第21条の2第1項の規定により連合会から交付される資金をいう。以下同じ。）の交付を受けて年金給付等への対応を行っている。

このため、厚生年金保険給付組合積立金は、全額が年金給付に対応するために必要な資産（以下「給付対応資産」という。）となることから、短期資産として自家運用を行う。

なお、給付対応資産を除いた余裕金が生ずることとなった場合は、自家運用による長期運用を行うことができる。

#### 2 年金資産運用検討委員会の活用

基本方針の策定、変更等、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る専門的事項を審議するため、年金資産運用検討委員会を設置する。

年金資産運用検討委員会は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成することとし、別に定める設置要綱に基づき運営する。

#### 3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組

「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、必要な取組を実施する。

#### 4 資金運用計画

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を作成し、連合会に送付する。当該計画は、年度中間期にその見直しを行う。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成する。

年間資金運用計画には、次に掲げる事項を定める。

## (1) 資金収支見込み

ア 収入予定額

- (ア) 本部送付金
- (イ) 追加費用
- (ウ) 厚生年金交付金
- (エ) 基礎年金交付金
- (オ) 連合会交付金
- (カ) 短期運用益
- (キ) 長期運用益

イ 支出予定額

- (ア) 給付支払金
- (イ) 厚生年金拠出金
- (ウ) 基礎年金拠出金
- (エ) 業務経理繰入金

ウ 短期運用額

エ 長期運用額

## (2) 資金運用方針

自家運用

## II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

### 1 受託者責任の徹底

厚生年金保険給付組合積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。なお、資産管理機関等との契約においては、契約書等に明記する。

### 2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

### 3 スチュワードシップ責任を果たすための活動

被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たす観点から、必要な取組を可能な範囲で実施する。

#### 4 ESGを考慮した投資

厚生年金保険給付組合積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

#### 5 インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

#### 6 連合会等との協力・連携

連合会から積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の情報提供を受けるとともに、他の実施機関（法第112条の3第3項に規定する組合、市町村連合会及び連合会をいう。以下同じ。）に対して厚生年金保険給付組合積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

### Ⅲ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

#### 1 運用の目標

厚生年金保険給付組合積立金の運用は、給付対応資産を確保することが最優先であるため、連合会交付金の交付を受けて年金給付等への対応を行うことを前提としており、長期的な観点から定められた「厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針」（以下「管理運用方針」という。）の運用目標とする運用利回りの確保並びに基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅の範囲内での運用を行うことができない。したがって、年金給付等に対応するために、必要な資金を確保しつつ、可能な範囲で収益を確保することを目標とする。

#### 2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

連合会交付金の交付を受けて年金給付等への対応を行うことを前提に、次の基本ポートフォリオを策定し、年金給付に支障が生じないように、給付動向に応じた資産管理を行う。

基本ポートフォリオの設定については、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営審議会（法第6条に規定する運営審議会をいう。以下同じ。）に報告する。

### 3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオの資産構成割合を次のとおり定める。

資 産	国内債券
資産構成割合	100%

(注) ① 年金給付等への対応のため、短期資産を保有することができる。

② 短期資産は、国内債券に区分する。

### 4 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。

また、管理運用方針等が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、必要に応じ、見直しを行う。

見直しに当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て、運営審議会等へ報告する。

### 5 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

### 6 リスク管理

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に伴う必要なリスク管理システムを整備し、各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生年金保険給付組合積立金について、資産管理機関への委託及び自家運用により管理及び運用を行うとともに、資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各資産管理機関及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について年金資産運用検討委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

## (1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と管理運用方針の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

## (2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

## (3) 各資産管理機関

各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドライン（以下「資産管理ガイドライン」という。）を示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、各資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

## (4) 自家運用

運用に関するガイドライン（以下「自家運用ガイドライン」という。）を定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

## 7 運用手法

### (1) 運用の具体的手法

厚生年金保険給付組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、長期、短期の別に次の基本的な考え方及び自家運用ガイドラインに基づき、自ら管理運用業務を行う、自家運用とする。

#### ア 種別

##### (ア) 長期運用

##### a 基本的な考え方

次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- (a) 発行体の信用力及び市場流動性
- (b) 表面利率、取得単価及び残存期間
- (c) 金利見通し

##### b 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- (a) 国債
- (b) 地方債
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたもの

に限る。)

(d) 地方公共団体金融機構の発行する債券

(イ) 短期運用

a 基本的な考え方

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に運用が可能な資金について、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

b 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、別表に定める格付機関（以下「格付機関」という。）のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

イ 取引金融機関

短期運用に係る取引金融機関の選定については、信用リスク等を勘案して別に定める「取引金融機関等の選定基準」により行う。

なお、「取引金融機関等の選定基準」については、年金資産運用検討委員会の審議を経るほか、実施状況や年金資産運用検討委員会から求めのあった事項についても適時に報告する（以下（2）のア、団体共済部に係るⅢの8の（1）のアの（イ）においても同様とする。）。

ウ 資産管理の委託

(ア) 自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。

当該資産管理機関に対しては、以下の点及び資産管理ガイドラインの遵守を求める。

a 受託資産は、厳正に管理・保管すること。

b 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。

c 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。

d 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。

e 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(イ) 資産管理機関が法令、契約書、資産管理ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求めることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

(2) 資産管理機関の選定、評価等

ア 資産管理機関の選定

資産管理機関については、「取引金融機関等の選定基準」に基づき、次の要件を満たす信託業務を行う銀行の中から選定する。再信託先及び共同受託先（イにおいて「再信託先等」という。）がある場合には、同様に以下の項目について確認する。

（ア）経営状況（財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。

（イ）資産管理状況が良好であること。

（ウ）法令等の遵守体制が整備されていること。

#### イ 資産管理機関の評価

資産管理機関に対する評価については、経営状況、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断する。再信託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

## IV その他厚生年金保険給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

### 1 運用実績の公表

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに）ホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

### 2 基本方針の変更

管理運用方針等が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表する。

変更に当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営審議会等へ報告する。

### 3 必要な事項の定め

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## **(団体共済部)**

### **I 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針**

#### **1 基本的な方針**

厚生年金保険給付組合積立金の運用は、厚生年金保険給付組合積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（厚年法第79条の3第3項の規定により法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のため、年金給付等に対応するための資産を適切に確保しつつ、安全かつ効率的に行うことにより、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本として、基本ポートフォリオを策定し、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用を行う。

なお、給付対応資産については、短期資産として自家運用するものとし、給付対応資産を除いた余裕金については、連合会への預託により、運用する。

#### **2 年金資産運用検討委員会の活用**

基本方針の策定、変更等、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る専門的事項を審議するため、年金資産運用検討委員会を設置する。

年金資産運用検討委員会は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成することとし、別に定める設置要綱に基づき運営する。

#### **3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組**

「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日内閣官房策定）の内容を踏まえつつ、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすために、必要な取組を実施する。

#### **4 資金運用計画**

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を作成し、連合会に送付する。当該計画は、年度中間期にその見直しを行う。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成する。

年間資金運用計画には、次に掲げる事項を定める。

##### **(1) 資金収支見込み**

###### **ア 収入予定額**

(ア) 組合員保険料

(イ) 負担金

- (ウ) 追加費用
- (エ) 厚生年金交付金
- (オ) 基礎年金交付金
- (カ) 連合会交付金
- (キ) 短期運用益
- (ク) 長期運用益
- イ 支出予定額
  - (ア) 給付支払金
  - (イ) 厚生年金拠出金
  - (ウ) 基礎年金拠出金
  - (エ) 業務経理繰入金
- ウ 短期運用額
- エ 長期運用額

## (2) 資金運用方針

- ア 自家運用
- イ 預託運用

## II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

### 1 受託者責任の徹底

厚生年金保険給付組合積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

### 2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

### 3 連合会等との協力・連携

連合会から預託金（連合会へ預託する資産をいう。以下同じ。）の運用状況のほか、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の情報提供を受けるとともに、他の実施機関に対して厚生年金保険給付組合積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

### Ⅲ 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

#### 1 運用の目標

厚生年金保険給付組合積立金の運用は、厚年法第2条の4第1項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険給付組合積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、管理積立金（厚年法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

#### 2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

給付等に対応するため必要な資産を「給付対応資産」として位置付け、短期資産により運用し、年金給付に支障が生じないように、給付動向に応じた資産管理を行う。

給付対応資産を除いた余裕金については、連合会への預託による運用を前提とする。

基本ポートフォリオの設定については、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会（法第144条の5第1項に規定する団体職員運営評議員会をいう。以下同じ。）に報告する。

#### 3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、

外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとする。

資 産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±20%	±9%	±7%	±9%

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

#### 4 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI総合

(2) 国内株式

TOPIX (配当込み)

(3) 外国債券

FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)

(4) 外国株式

MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前)

#### 5 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。

また、管理運用方針等が変更されたとき、地方公務員共済組合連合会預託金運用規程 (平成27年10月1日地共連規程第6号) 及び預託金の管理及び運用に関する基本方針 (平成27年10月1日制定) (以下「預託金管理運用方針」という。) が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、必要に応じ、見直しを行う。

見直しに当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て、運営評議員会等へ報告する。

#### 6 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、預託金について連合会と相互に連携を図りながら、年金給付等に必要な流動性 (現金等) を確保すると

ともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

## 7 リスク管理

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に伴う必要なリスク管理システムを整備し、各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生年金保険給付組合積立金について、連合会への預託及び自家運用により管理及び運用を行うとともに、連合会からの報告等に基づき、資産全体、各資産及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。

これらのリスク管理については、その実施方針について年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営評議員会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

### (1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため(2)の預託金の運用状況と合わせて、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と管理運用方針の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

### (2) 預託金

毎月、預託金の運用状況について連合会から報告を受け、資産構成割合等を確認する。

### (3) 自家運用

自家運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

## 8 運用手法

### (1) 運用の具体的手法

#### ア 自家運用

厚生年金保険給付組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、次の基本的な考え方及び自家運用ガイドラインに基づき、自ら管理運用業務を行う。

#### (ア) 短期運用

##### a 基本的な考え方

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に運用が可能な資金について、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

b 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

(イ) 取引金融機関

短期運用に係る取引金融機関の選定については、信用リスク等を勘案して別に定める「取引金融機関等の選定基準」により行う。

イ 預託金による運用

預託金の運用は、預託金管理運用方針の規定に基づき行うものとする。

預託金による運用に係る具体的な手法、事務手続等については、連合会と必要な情報交換を行うなど、相互に連携を図りながら対応する。

#### IV その他厚生年金保険給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

##### 1 運用実績の公表

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益やリスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに）ホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営評議員会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

##### 2 基本方針の変更

管理運用方針等が変更されたとき、預託金管理運用方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表する。

変更に当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会等へ報告する。

##### 3 必要な事項の定め

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(別表) 格付機関

- 1 株式会社格付投資情報センター
- 2 株式会社日本格付研究所
- 3 S&Pグローバル・レーティング
- 4 フィッチレーティングスリミテッド
- 5 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

附 則

- 1 この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。
- 2 基本方針（地方共済事務局）Iの6の（2）のア、Iの6の（3）のア、イに規定する「取引金融機関等の選定基準」については、平成27年10月1日以後、新たに契約する取引金融機関等に対して適用することとし、同日前に契約している取引金融機関等については、改正後の「取引金融機関等の選定基準」に基づき選定されたものとみなす。

附 則

この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。